

源泉所得税の改正のあらまし

平成28年4月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。
平成28年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われましたのでお知らせいたします。

(注) このパンフレットは、平成28年4月1日現在の法令に基づいて作成しています(平成28年度税制改正に係る政省令の改正は平成28年3月に一部行われましたが、平成28年4月以降も行われる予定です。)

1 通勤手当の非課税限度額が月額15万円に引き上げられました。

この改正は、平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当(同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給されるものを除きます。)から適用されます。

(1) 改正の内容

通勤手当の非課税限度額が10万円から15万円に引き上げられ、改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のようになりました。

区 分	課税されない金額		
	改正後	改正前	
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)	
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55キロメートル以上である場合	31,600円	同 左
	通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合	28,000円	同 左
	通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	24,400円	同 左
	通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	18,700円	同 左
	通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	12,900円	同 左
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	7,100円	同 左
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,200円	同 左
	通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	(全額課税)	同 左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)	
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 100,000円)	

2 非課税とされる学資に充てるため給付される金品の範囲が改正されました。

(1) 改正の内容

イ 学資に充てるため給付される金品（以下「学資金」といいます。）のうち、給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるものであって、次に掲げるもの以外のものについて、非課税とされました。

- ① 法人である使用者から当該法人の役員の学資に充てるため給付するもの
- ② 法人である使用者から当該法人の使用人（当該法人の役員を含みます。）の配偶者その他の当該使用人と特別の関係がある者の学資に充てるため給付するもの
- ③ 個人である使用者から当該個人の営む事業に従事する当該個人の配偶者その他の親族（当該個人と生計を一にする者を除きます。）の学資に充てるため給付するもの
- ④ 個人である使用者から当該個人の使用人（当該個人の営む事業に従事する当該個人の配偶者その他の親族を含みます。）の配偶者その他の当該使用人と特別の関係がある者（当該個人と生計を一にする当該個人の配偶者その他の親族に該当する者を除きます。）の学資に充てるため給付するもの

ロ 法人又は事業を営む個人から当該法人又は事業を営む個人の使用人に対して給付される金品には、例えば、法人又は事業を営む個人から学資に充てるための金品を貸与された学生が、卒業後に当該法人又は事業を営む個人の下で使用人として勤務し、一定期間勤務後、当該金品の返済を免除された場合に生ずる債務免除益や、地方公共団体から学資に充てるための金品を貸与された医学生、薬学生等で資格取得後、当該地方公共団体が設置・運営する医療機関に使用人として勤務し、一定期間勤務後、当該金品の返済を免除された場合に生ずる債務免除益なども含まれます。

(2) 適用関係

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に受けるべき学資金又は同日以後に生ずる債務免除益について適用されます。

3 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、非課税適用確認書の交付申請書を提出する際の、基準日における国内の住所の記載及び当該住所を証する書類の添付が不要とされました。

この改正は、平成 30 年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書について適用されます。

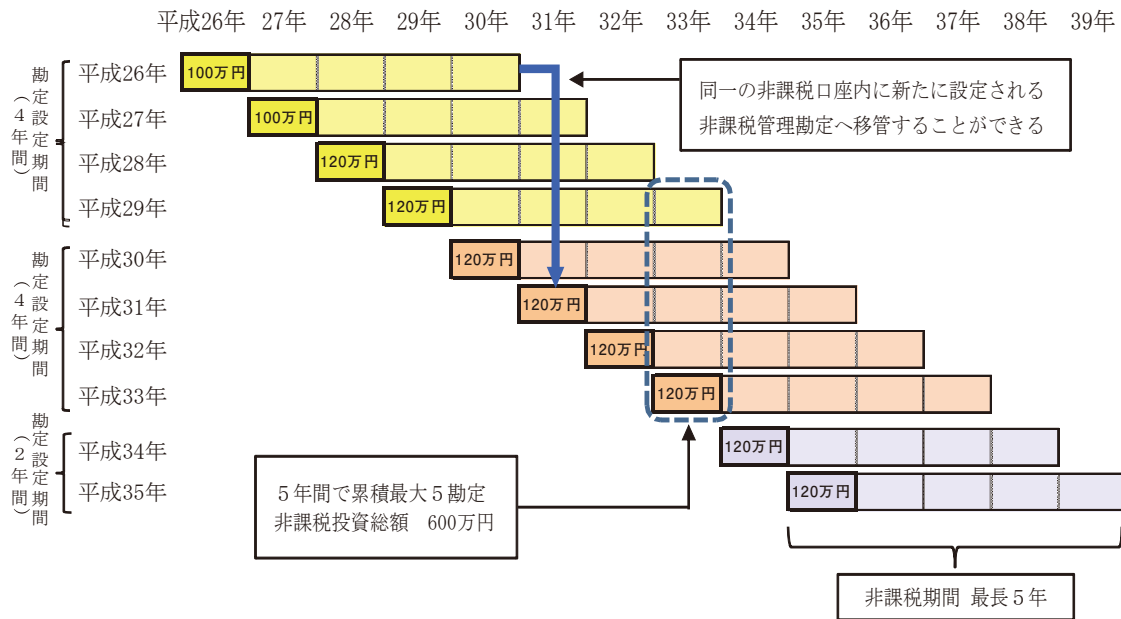
なお、これに伴い、平成 30 年以後の勘定設定期間が平成 30 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの 6 年間（改正前：平成 30 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 4 年間及び平成 34 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの 2 年間）に変更されました。

(1) 改正前の制度の概要

非課税適用確認書^(注)の交付を受けようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者（非課税口座を設定しようとする年の 1 月 1 日において 20 歳以上の人に限ります。以下「居住者等」といいます。）は、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年 10 月 1 日からその勘定設定期間の終了の日の属する年の 9 月 30 日までの間に、その勘定設定期間の基準日における住所を証する書類（住民票の写し等）を添付した交付申請書（以下「非課税適用確認書の交付申請書」といいます。）を、金融商品取引業者等の営業所の長に提出するものとされています。

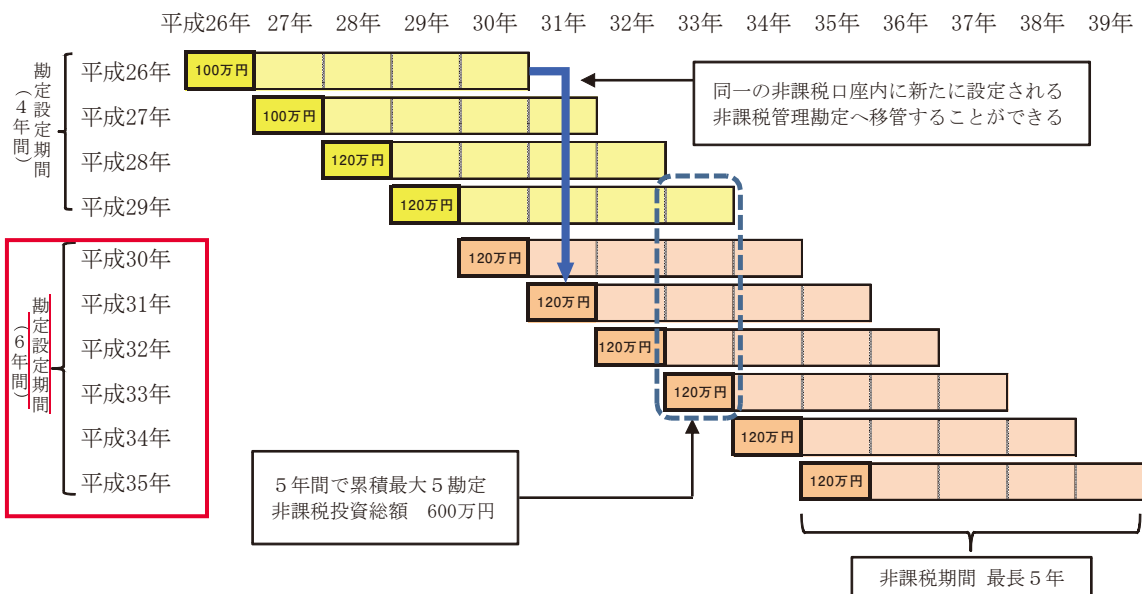
(注) 非課税適用確認書とは、居住者等からの申請に基づき税務署長から交付を受けた書類で、次の①から③までのいずれかの勘定設定期間、その勘定設定期間の区分に応じた基準日における国内の住所その他の事項が記載された書類をいいます。

	勘定設定期間	基準日
①	平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで	平成 25 年 1 月 1 日
②	平成 30 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日まで	平成 29 年 1 月 1 日
③	平成 34 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日まで	平成 33 年 1 月 1 日



(2) 改正の内容

- イ 平成 30 年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書について、基準日における国内の住所の記載及び当該住所を証する書類の添付が不要とされました。
- ロ 平成 30 年以後の勘定設定期間が平成 30 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの 6 年間に改正されました。



- ハ 平成 29 年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を平成 29 年 10 月 1 日において開設している居住者等で、同日においてその者の個人番号を当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知をしているものは、同日に当該金融商品

取引業者等の営業所の長に対し、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの勘定設定期間が記載されるべき非課税適用確認書の交付申請書を提出したものとみなされることとされました。

ただし、当該居住者等から当該金融商品取引業者等の営業所の長に対して、平成29年9月30日までに、当該非課税適用確認書の交付申請書を提出したものとみなされることを希望しない旨その他の事項を記載した書類の提出があった場合には、当該非課税適用確認書の交付申請書を提出したものとみなされません。

なお、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税適用確認書の交付申請書を提出したものとみなされた居住者等又は提出したものとみなされると見込まれる居住者等に対し、平成29年10月15日までに、当該非課税適用確認書の交付申請書が提出したものとみなされた旨又は提出したものとみなされると見込まれる旨の通知をしなければなりません。

4 給与等の支払者に対して提出する扶養控除等申告書等について、その支払者が当該提出をする者等の個人番号等を記載した帳簿を備えているときは、当該扶養控除等申告書等に当該帳簿に記載された個人番号の記載を要しないこととされました。

この改正は、**平成29年1月1日以後に支払を受けるべき給与等**について適用されます。

給与等、公的年金等又は退職手当等（以下「給与等」といいます。）の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、当該申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者、扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した帳簿^(注)を備えているときは、当該提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された者に係る個人番号の記載を要しないこととされました。

- (1) 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- (2) 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- (3) 退職所得の受給に関する申告書
- (4) 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(注) 上記(1)～(4)の申告書の提出の前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。

5 提出者等の個人番号を記載しなければならないこととされている税務関係書類のうち、一定のものについて、提出者等の個人番号の記載を要しないこととされました。

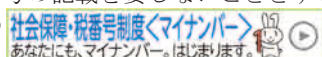
この改正は、下記(1)の書類は**平成29年1月1日以後に提出すべきもの**について、下記(2)の書類は**平成28年4月1日以後に提出すべきもの**について、それぞれ適用されます。

提出者等の個人番号を記載しなければならないこととされている税務関係書類（納税申告書及び調書等を除きます。）のうち、次に掲げる書類について、提出者等の個人番号の記載を要しないこととされました。

(注) 提出者等の法人番号については、引き続き記載する必要があります。

- (1) 申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類（所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書、納税の猶予申請書等）
- (2) 税務署長等には提出されない書類であって提出者等の個人番号の記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類（非課税貯蓄申込書、財産形成非課税住宅貯蓄申込書、非課税口座廃止届出書等）

(注) 個人番号の記載を要しないこととする対象書類について、詳しくは国税庁ホームページのトップページ上段の

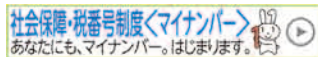


をクリックしてご確認ください。

6 個人が、配当等や株式譲渡対価等の受領の際の一定の告知又は特定口座開設届出書等の提出（以下「告知等」といいます。）をする場合において、その告知等を受ける者が、その告知等をする者の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、その告知等をする者の個人番号の告知又は特定口座開設届出書等へのその者の個人番号の記載を要しないこととされました。

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に支払の確定する配当等や、同日以後に特定口座開設届出書等を提出する場合等について適用されます。

(注) この改正の対象となる告知等について、詳しくは国税庁ホームページのトップページ上段の

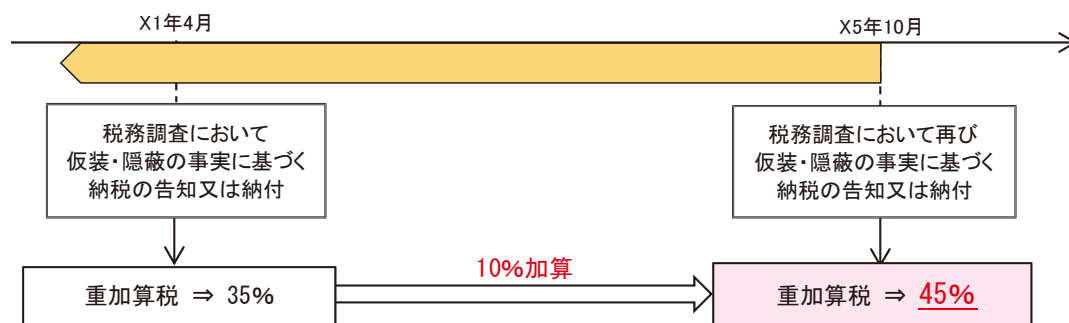


をクリックしてご確認ください。

7 源泉所得税に係る重加算税について、一定の場合における重加算税の割合を 10%加算する見直しが行われました。

この改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に法定納期限が到来する源泉所得税について適用されます。

源泉所得税について、事実を隠蔽し、又は仮装したものに基づく納税の告知又は納税の告知を受けることなくされた納付（以下「納税の告知等」といいます。）があった場合において、その納税の告知等があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、源泉所得税について重加算税を徴収されたことがあるときは、その納税の告知等に基づき徴収される重加算税の割合（35%）に 10%加算する措置が講じられました。



8 日台民間租税取決めに規定された内容を実施するための国内法が整備されます。

この改正は、法律の公布の日（平成28年3月31日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から実施されます。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（日台民間租税取決め）に規定された内容を実施するため、台湾において日本の居住者又は内国法人に対して同様の権利が認められることを条件として、次の措置が講じられます。

(1) 配当等に対する所得税の軽減又は非課税

イ 台湾居住者等（台湾に住所を有する個人、台湾に本店等を有する法人又はこれらに準ずる者で、一定のもの（台湾の権限のある機関を含みます。）をいいます。以下同じです。）が支払を受ける一定の配当、利子又は使用料（以下「対象配当等」といい、下記ロの適用があるものを除きます。）について、所得税の税額が当該対象配当等の 10%相当額に軽減されます。

ロ 台湾の権限のある機関若しくは台湾の中央銀行等が支払を受ける一定の利子又は台湾居住者等（台湾の権限のある機関若しくは台湾の中央銀行等を除きます。）が支払を受ける一定の利子について、所得税が非課税とされます。

ハ 発行時に源泉徴収の対象とされた割引債の発行者は、台湾居住者等に対し当該割引債の

償還差益の支払をする場合には、当該台湾居住者等に対し、その源泉徴収された所得税に相当する金額の全部又は一部を還付します。

(2) 資産の譲渡所得に対する所得税の非課税

台湾居住者等が有する資産の譲渡所得（恒久的施設帰属所得又は国内資産譲渡所得のうち一定のもの及び工業所有権等の譲渡所得に限ります。）について、所得税が非課税とされます。

(3) 人的役務提供対価等に対する所得税の非課税

イ 台湾居住者等（非居住者に限ります。以下(3)において同じです。）が支払を受ける一定の報酬について、当該台湾居住者等が短期滞在者に該当する等の場合には、所得税が非課税とされます。

ロ 台湾居住者等が支払を受ける一定の給与（内国法人の役員として行う勤務に基因するものを除きます。）について、当該台湾居住者等が短期滞在者に該当する等の場合には、所得税が非課税とされます。

ハ 台湾居住者等が支払を受ける一定の報酬又は給与（内国法人の役員として行う勤務に基因するものを除きます。）のうち日本国外において行う役務の提供又は勤務に基因するものについて、所得税が非課税とされます。

ニ 台湾居住者等又は居住者で一定の要件を満たすものが台湾の権限のある機関等から支払を受ける一定の給与等又は年金について、所得税が非課税とされます。

ホ 台湾居住者等又は居住者（その滞在の直前に台湾居住者等であったものに限ります。）で一定の要件を満たす学生等が支払を受ける日本国外からの一定の給付について、所得税が非課税とされます。

(4) 国税庁長官の確認があった場合の過誤納金の還付請求の特例等

台湾居住者等が有する所得につき上記(1)～(3)の措置の適用により源泉徴収による所得税に係る過誤納があった場合において国税庁長官の確認があったときは、税務署長等から当該所得に係る源泉徴収義務者に対し、その過誤納金に相当する給付金が支給されます（当該過誤納金につき還付請求をすることができる場合を除きます。）。

- (注) 1 (1)～(3)の措置は、その適用対象となる国内源泉所得に関し、台湾居住者等又はその関係者による当該国内源泉所得の基因となる行為の主たる目的の一つが、(1)～(3)の措置の適用を受けることである場合には、適用されません。
- 2 (3)イ～ハの措置は、芸能人等として日本国内において行う役務の提供又は勤務に基因するものについては、適用されません。
- 3 納税申告書の提出等をした台湾居住者等が短期滞在者に該当すること等となった場合には、その該当すること等となった日から4月以内に、更正の請求をすることにより(3)イ～ハの措置の適用を受けることができます。
- 4 源泉分離課税の対象とされる台湾居住者等が短期滞在者に該当することとなった場合には、還付申告書を提出することにより(3)イ～ハの措置の適用を受けることができます。
- 5 (1)～(4)の措置の適用及び実施に関し必要な事項は、政省令で定められる予定です。

9 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除などの住宅取得等に係る措置については、現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の取得等をする場合にも適用できることとされました。

この改正は、非居住者が**平成 28 年 4 月 1 日以後に住宅の取得等をする場合**について適用されます。

10 個人が、その者の所有する居住用の家屋について、特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等を行った場合において、当該居住用の家屋をその者の居住の用に供したときは、その特定多世帯同居改修工事等に充てるために借り入れた住宅借入金等のうち、一定の割合に相当する金額の合計額を所得税の額から控除できることとされました。

この改正は、当該居住用の家屋を**平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間にその者の居住の用に供した場合**について適用されます。

11 個人が法人に対して役務の提供をした場合において、当該法人又は当該法人の関係法人から一定の条件が付された譲渡制限付株式を与えられる場合には、その譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日における価額をその個人の収入金額に計上すべき金額とすることとされました。

この改正は、**平成 28 年分以後**の所得税について適用されます。

平成 27 年度以前の改正により、平成 29 年 1 月 1 日以後適用される主なもの

○ 給与収入 1,000 万円超の場合の給与所得控除額は 220 万円が上限とされます。

源泉徴収免除制度の対象となる国内源泉所得の変更について

平成 26 年度税制改正により、外国法人又は非居住者の国内源泉所得について帰属主義の考え方に沿った見直しが行われたことに伴い、源泉徴収免除制度の対象となる特定の国内源泉所得については、外国法人又は非居住者の恒久的施設に帰せられるものとする改正が行われました。

これにより、従来、源泉徴収免除制度の対象となっていた国外の本店等に帰せられる特定の国内源泉所得については、「所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）」（以下「平成 26 年改正法」といいます。）適用後は源泉徴収免除制度の対象となる対象国内源泉所得に該当しないこととなりますのでご注意ください。

また、平成 26 年改正法の規定により源泉徴収の対象となる国内源泉所得のうち、平成 26 年改正法適用後に源泉徴収免除制度の対象とならない国内源泉所得（国外の本店等に帰せられる特定の国内源泉所得など）については、原則として源泉徴収が行われることとなりますのでご注意ください。

なお、この改正は、**外国法人の平成 28 年 4 月 1 日以後に支払を受けるべき対象国内源泉所得及び非居住者の平成 29 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき対象国内源泉所得**について適用されます。

（注）1 既に交付を受けている「源泉徴収の免除証明書」（有効期限内の証明書に限ります。）については、新たに、所得税法第 180 条又は所得税法第 214 条の規定に基づく「源泉徴収の免除証明書」の交付を受けるまでの間は、引き続き、使用していただいて差し支えありませんが、交付要件に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、納税地の所轄税務署長に所定の届出書を提出するとともに、その証明書の提示先にその旨を通知する必要があります。

2 「源泉徴収の免除証明書」に源泉徴収免除制度の対象となる所得として改正前の所得税法第 161 条各号の規定が記載されている場合には、平成 26 年改正法適用後は、改正前の所得税法第 161 条各号に対応する改正後の所得税法第 161 条第 1 項各号に読み替えていただきますようお願いいたします。

詳細については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「税について調べる>パンフレット・手引き」に掲載しております「源泉徴収免除制度の対象となる国内源泉所得の改正について」をご覧ください。

※ 税務署で配布している「平成 28 年版 源泉徴収のあらまし」の 177 ページの表〔居住者に支払う利子所得の概要〕に一部誤りがあります。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「税について調べる>パンフレット・手引き>平成 28 年版 源泉徴収のあらまし」をご覧ください。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務署にお尋ねください。

> 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【www.nta.go.jp】

> 源泉所得税の納付は電子納税で!! e-Tax（イータックス）ホームページ 【www.e-tax.nta.go.jp】